

CITY OF YOKOHAMA

総務委員会資料
令和8年9月15日
選挙管理委員会事務局

横浜市こども・子育て基本条例に基づく 令和7年度のこどもの意見表明に関する取組状況について



横浜市

1 趣旨

横浜市こども・子育て基本条例（令和7年4月1日施行、以下「条例」という）第14条の規定に基づき、令和7年度の選挙管理委員会事務局における、こどもの意見表明に関する取組状況等について報告します。

2 条例における位置づけ

条例において、こども・子育てに関する施策を推進するに当たっては、こどもが、社会を構成する一員として、その年齢及び発達に応じて、意見を表明する機会を確保し、その意見を施策に反映させるよう努めること、こども・子育てに関連するあらゆる分野における施策を講ずるに当たっては、こどもの視点を重視するよう努めること等が市の責務として位置付けられています。（第5条）

また、市長は、毎年、こども・子育てに関する施策へのこどもの意見の反映の状況等について、市会に報告することとされています。（第14条）

3 報告の範囲

今回報告する取組の範囲は、施策・事業・取組への反映を主な目的として、アンケートやワークショップ、会議、意見公募、インタビュー・ヒアリングなど、こどもから直接意見を聴いているもののうち、次の内容に該当するものとしています。

- 本市（指定管理者・委託事業者を含む）が主催・共催している
- こども・若者（未就学児から20代程度まで）が意見を聴く対象に含まれている
- すべての市民等を対象とする取組については、こども・若者から意見を聴くための工夫を行っている

（例）・難しい漢字や用語を使わずに、一般向けとは別に、こども・若者にわかりやすく書かれた資料を使っている
・特にこども・若者に特化した広報PRを行っている

4 選挙管理委員会事務局の取組状況

取 組 ①	こども向けイベントにおける選挙啓発物品作成のための意見聴取【調査課】	
取組内容	市庁舎アトリウムにおいて開催された、「わくわく！ こどもハロウィン」イベントの選挙管理委員会事務局ブースにて、啓発物品として作成するウェットティッシュのカバーの色を決定するため、模擬投票を実施した。各キャラクターがそれぞれの色を公約として掲げ、来場したこどもたちに投票してもらった。 開票の結果、最多得票となった白色のウェットティッシュを作成した。	
対 象	未就学児、小学生（680人）	
実施時期	令和7年10月19日	
主な意見と活用方法等	模擬投票を通じて、実際の投票用紙や記載台、計数機に触れる体験ができてよかった、との声が寄せられた。作成したウェットティッシュは今年度の市庁舎アトリウムイベントで配付。	



4 選挙管理委員会事務局の取組状況

取 組 ②	選挙に関する出前授業に対しての高校生等からの意見聴取【調査課】	
取組内容	横浜市内の高等学校、特別支援学校及び専修学校の生徒を対象として、選挙に関する出前授業を実施した。 授業後には、参加生徒を対象に出前授業の改善に向けた意見を聴取し、今後の出前授業及び選挙啓発事業の企画・実施に向けた参考資料とした。	
対 象	高校生、専門学校生（311人）	
実施時期	・ 令和7年6月16～19日（市立横浜商業高等学校） ・ 令和7年7月9日（神奈川県立保土ヶ谷支援学校） ・ 令和7年7月25日（市立金沢高等学校） ・ 令和7年7月25日（国際フード製菓専門学校）	
主な意見と活用方法等	出前授業を通じて、「選挙に関して理解が深まった」との回答が多く見られた。また、投票しやすい環境の整備についても様々な意見が寄せられた。 選挙の大切さをより理解してもらえるよう、今後の出前授業に活用していく。	

